

電子的決済と社会制度の基盤

～電子マネーや仮想通貨等を巡る法制度の現状～

田代 雅之

要旨

電子的決済は革新と秩序形成の途上にあり、当分はその状況が継続するだろう。技術や機能、利用方法の革新において様々な展開が今後もあるだろうが、それを支えるものとしての社会制度の基盤の重要性も大きい。

本稿では、キャッシュレスを実現する電子的決済の諸手段のうち、主として電子マネー、仮想通貨について、社会制度の基盤の状況を、法制度を入口に展望する。

1 はじめに

電子的決済は一様には整理できない。電子マネー、仮想通貨(暗号資産)、キャッシュレス、フィンテック等々、視点により範囲も括り方も呼称も微妙に異なる。

決済は取引当事者間の債権債務関係の解消手段であり、解消のための情報の処理・伝達と関係者が取引完了を認識するための決済完了性(settlement finality)の要素から構成される。電子的決済は、要素である情報の処理・伝達に金融 IT 関連技術を取り入れるものである。

電子的決済は、IT 技術を中心とした金融上の技術革新の結実であり、有体物の現金通貨を中心とした伝統的な貨幣概念の再構築を迫り、決済の側面から経済社会全体に大きな影響を及ぼす。

本稿は、地域金融機関の将来にも大きな影響を及ぼす可能性がある電子的決済の社会制度の基盤の状況の一端を、法制度を入口に展望する。

2 電子的決済と社会制度の基盤

電子的決済とその影響の検討には、法制など社会的な制度の基盤を考慮する必要がある。電子決済は情報通信の最新の技術革

新を背景とするため、貨幣に関わる現行法の体系では対応しきれない問題の発生や、既存の法制度が発展を阻害する可能性も予想された。そこで、1996 年頃から、関係各省庁も研究会や審議会を設置して、電子マネー導入に関する環境整備の検討や提言が行われた^(注 1)。(広義の)電子マネーについては、(財)金融情報システムセンターの電子決済研究会(第 2 部)や「電子マネー及び電子決済の環境整備に向けた懇談会報告書」(金融制度調査会 1998.6.17)の後、公的規制に関わる一定の法整備が進められた。

併行して電子マネーに関して様々な論考が林立した。閉塞した経済の打開や既存秩序からの開放への期待等もあったのかもしれないが、程なくブームは沈静化する。具体化された電子マネーが既存の手形小切手等の仕組みを踏襲したものに止まったからかもしれないが、それが再度活性化に向かった起点は、「仮想通貨」の出現だろう。

3 電子的決済の概念の広がり

かつて「電子マネー」で広く一括りにされていた電子的決済手段は、視点により差異があるものの、取引と支払の時間関係毎の各種の「電子マネー」「仮想通貨」、そし

て検討途上ではあるが法貨である「中央銀行デジタル通貨」を代表とする。ただし、その定義も括り方も依然として安定してはおらず、境界も曖昧さが残る(図表 1)。

電子マネーは、電子データの送受信で決済を行う決済サービスの一つである。現金を使用せずに支払いが通信で完結できる。電子マネーには、交通系(電車やバス等の交通機関で利用)、流通系(スーパーやコンビニ等で利用)、クレジットカード系(クレジットカード機能との連携で利用)、QRコード決済系(スマホとクレジットカードの連携で利用)がある。電子マネーは企業によって発行され、専用の IC カードやスマホアプリを企業が提供して支払いに使用する。交通系電子マネーの Suica(スイカ)や PASMO(パスモ)、セブン&アイ・ホールディングスが発行する nanaco(ナナコ)、スマホで QR コード決済ができる PayPay(ペイペイ)などが代表である。決済の時点によって現金をあらかじめ入金(チャージ)しておくことで使える前払い型((狭義の)電子マネー)^(注 2)と、後払い型(クレジットカード)、決済直後に銀行から自動引き落とされる即時払い型(デビットカード)に大別される。

仮想通貨は暗号化されたデジタル資産であり、「暗号資産」とも呼ばれるが、法貨とは異なる。インターネット上で送受信される電子データであり、物理的な実体はないものの、法貨と同様に決済や送金に使うことが可能である。利用者同士による取引承認など、特定の国家に価値を依存しない独自のシステムを構築したものである。

仮想通貨は財産的価値を有し、財貨サービスを購入する決済手段として使用可能であり、投資対象にもなる。また、仮想通貨はブロックチェーン(分散型台帳)と呼ばれる取引履歴のブロックをつなげたデータベ

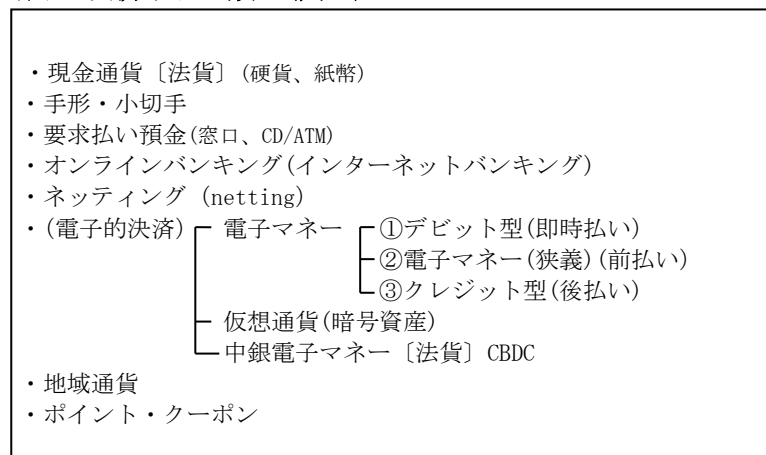
ースで管理される。中央集権的なデータ管理ではなく、ネットワーク上の複数の利用者による分散データ管理であり、セキュリティは高度に維持される。

仮想通貨には数多くの種類がある。日本では、Bitcoin(ビットコイン)、Ripple(リップル)、NEM(ネム)などがあり、「仮想通貨取引所」で取り扱われる。

中央銀行デジタル通貨(CBDC: Central Bank Digital Currency)は公的な裏付けのある法貨であり、中央銀行の直接的な負債として、発行国の通貨建てで提供される電子的な決済手段とされ、金融機関等の一部の対象先に限定して大口の資金決済に利用する「ホールセール型」と、利用対象に制限を設けず小口決済に利用する「一般利用型」がある。最近において念頭に置かれているのは後者の一般利用型である。

CBDCに慎重だった各国の中央銀行の姿勢が変化したきっかけは、2019年6月のフェイスブックによる「民間デジタル通貨リブラ構想」の公表と、中国政府の「デジタル人民元発行準備」の加速である。特にリブラは複数通貨のバスケットに価値を連動させる仕様^(注 3)で、フェイスブック利用者約27億人に利用が急拡大する可能性があった。各国中央銀行は通貨主権を含む通貨制度の持続可能性や資金洗浄への悪用に危機感を募らせた。中国政府には、民間デジタル決済手段の統制強化に加えて、国内の監視強化やデジタル人民元による影響力拡大の意図もうかがわれた。国際決済銀行(BIS)の研究報告は、CBDCに否定的だった各国中央銀行当局者の認識が、2019年終わり頃から肯定に変化したとする。2021年10月の先進7か国(G7)財務相・中央銀行総裁会議は、中国を意識しつつ国際通貨秩序安定のために通貨発行の共通原則をまとめた。

図表 1 決済手段の類型(国内)



(資料)筆者整理

(注)代表的な決済手段にかかる類型イメージ。

比較次元の不整合に留意が必要である。発行主体、決済の通貨単位、デバイス(カード、PC等の利用媒体)、決済時期、匿名性、転々流通性、法規制等により分類され、類型横断の組み合わせもある。

4 電子的決済と社会制度の基盤

(1) 電子マネー(狭義)の社会制度の基盤

① 公的規制の枠組み

電子データの送受信で決済を行う決済サービスのうち、現金をあらかじめ入金(チャージ)しておくことで使える前払い型の(狭義の)電子マネーは、金融庁管轄の「資金決済に関する法律」(資金決済法)に基づき、同法に定められる「前払式支払手段」に分類される。一定の残高をもつ電子マネーを事前に購入し、商品の支払いなどに充てるサービスを指す。他方、後払い型の電子マネーは「割賦販売法」に規定されており、クレジットカードが該当する。そして、決済直後に銀行口座残高から自動引き落とされる即時払い型のデビットカードがあり、「銀行法」に規定される。(図表 2)

② 私人間での取扱い

各種の決済サービスは、利用にあたり受入れた様々な約款等に拠っても取り扱われるが、全てが有効とは限らない。紛争が生じればその本質に戻って解決されねばなら

ないが、私法的性質の議論は錯綜している。

後払い型の電子マネーや決済直後に銀行から自動引き落とされる即時払い型のデビットカードは従来から流通しており、構成は理解することができる。

しかし、現金をあらかじめ入金(チャージ)しておくことで使える前払い型の(狭義の)電子マネー、すなわち資金決済法 3 条に基づく前払式支払手段は、出資法の「預り金規制」^(注 4)、銀行法上の「為替取引の禁止」^(注 5)への抵触を回避しつつ構成を理解する必要がある。

前払式支払手段の電子マネーの法的性質に関する主要な見解には、債権説(債務引受構成)、価値説、合意構成がある。^(注 6)

債権説では、入金(チャージ)により利用者が発行者に対して何らかの債権を取得すると構成する。チャージにより金銭を発行者に預託しているとみる。だが、顧客が預託した金銭相当の預託金返還請求権(預金債権)を取得するとみると預り金規制との抵触関係が問題となるので、回避のための構成が検討された。チャージによって利用

者は発行者に対して、利用者の加盟店に対する代金債務を債務引受させる債権を取得し、利用者の加盟店での利用と同時に、加盟店に対する代金債務を発行者が債務引受し、発行者の代金債務の履行として、加盟店に対する支払いがされとする。預託を受けるのではなく債務引受の対価の受領と構成することで、預り金規制との抵触問題を回避している。なお、債権譲渡構成、更改構成、振込指図構成等の考え方も債権説の一部とみなせる。

価値説は電子マネーそのものに価値が化体しているとする見方である。チャージによって利用者は発行者からチャージ相当の電子マネーという価値を購入し、加盟店に対して電子マネーを代物弁済として交付することで弁済すると構成する。預り金規制には抵触しなくなるが、ここでいう「価値」

が、法律上のどのような財産なのか判然とはしない。なお、価値説の類型には、細分化すると有価証券構成、金券構成などといった考え方もある。

合意構成は、約款という合意に法的根拠を求める見方である。しかしそうすると個別の問題になるので、電子マネー全般の問題解決の土台とはならない。

見解のどれをとるかににより、利用者の死亡や倒産手続開始、発行者の倒産手続開始、等々具体的な局面における取り扱いが変わる可能性が出てくる。

その他、電子マネーのデータの紛失や毀損、不正利用、システム障害等によるサービス停止や変更、加盟店への倒産手続開始等々条件の異なる様々な状況があり得るが、そうした場合の取り扱いについて、見解が確立されているわけではない。

図表 2 電子マネーの分類

種類		支払方法	法律	規制官庁
即時払い型	デビットカード	預貯金口座から残高内で即時自動引き落とし	銀行法	金融庁
前払い型 (電子マネー(狭義))	プリペイドカード	事前に入金(チャージ) ※交通系(Suica、PASMO…)、流通系(nanaco…)、 QRコード決済(PayPay…)、楽天 Edy	資金決済法 (3条)	金融庁
後払い型	クレジットカード	与信枠内で後日請求による後払い	割賦販売法	経済産業省

(資料)筆者整理 (注)現金の支払方式による電子マネーの整理例。

(2) 仮想通貨(暗号資産)の社会制度の基盤

① 公的規制の枠組み

資金決済法および犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯収法)の改正法が2017年4月に施行され、「仮想通貨交換業」に対する規制が導入された。仮想通貨交換業者の登録制を通じて利用者保護に関する一定の制度の枠組みが整備され、仮想通貨交換業者に対して本人確認義務等の資金洗浄や

テロ資金供与対策にかかる義務が課された。

他方、不正アクセスにより仮想通貨交換業者が管理する顧客の仮想通貨の外部流出事案等不祥事が多数発生し、事業規模の急拡大に仮想通貨交換業者の内部管理態勢の不備等の問題が露呈した(図表3)。

図表 3 近年の主な仮想通貨流出事件

年	仮想通貨交換業者	流出額	対象通貨
2019 年	BITPoint(日本)	約 35 億円	BTC/ETH/XRP /等 5 通貨
	Binance (マルタ共和国)	約 44 億円	BTC
	Biki.com (シンガポール)	約 0.13 億円	
	DragonEX (シンガポール)	約 6.6 億円	BTC/ETH/等 20 通貨
	Cryptopia (ニュージーランド)	約 17 億円	ETH 等
2018 年	Zaif(日本)	約 70 億円	BTC/BCH/MO NA
	Bithumb(韓国)	約 35 億円	BTC/ETH/等 11 通貨
	Coinrail(韓国)	約 44 億円	NXPS/ATC/NP ER/
	Coinsecure (インド)	約 3.6 億円	BTC
	BitGrail (イタリア)	約 210 億円	Nano(XRB)
	CoinCheck (日本)	約 580 億円	NEM(XEM)
2017 年	Nicehash (スロベニア)	約 76 億円	BTC
	YouBit(韓国)	総資産の 17%	
	YAPIZON (韓国)	約 5.8 億円	

(資料)筆者抽出

(注)2017～2019 年の 3 年間の主な事件について抽出。

2015 年には Bitstamp、2016 年には The Dad や Bitfinex の事件もあった。

また、仮想通貨が投機対象になっていることや、証拠金を用いた仮想通貨の取引や仮想通貨による資金調達など、想定外の状況が現れてきたことから、金融庁は資金決済法及び関連する金融商品取引法等の改正を含む「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」(注 7)を 2019 年の通常国会へ提出して可決、成立させ、翌 2020 年 5 月から施行した。

なお、改正された資金決済法(2 条 5 項)は仮想通貨を以下のように定義した。

一．物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二．不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

改正法の施行と共に、仮想通貨を巡る関連事業環境は大きく変化をした。

②私人間での取扱い

規制法である資金決済法における仮想通貨の定義は、あくまで規制上の便宜によるものである。

仮想通貨は法貨ではなく、自由通貨に概ね該当する(注 8)。仮想通貨は「完了性」「汎用性」「転々流通性」を保持するよう設計されるが、データであり動産・不動産のような有体物ではないので民法上の物(民法 85 条(定義))に該当せず、民法 206 条を前提にすると仮想通貨を客体とする所有権を觀念できない。知的財産として無体財産権と理解しようにも、仮想通貨は情報財ではないので法律上の位置づけの付与が難しい。東京地裁平成 27 年 8 月 5 日判決(注 9)は、有体物でないことや排他的支配可能性がないことを理由に、ビットコインに所有権を認めないと判示している。また、特定の発行者がいないので、資金決済法上の前払式決済

手段に該当せず、発行者を債務者とする債権の構成もできない。これまでの私法の枠組みで仮想通貨の私法上の性質を整理することは簡単ではない。

仮想通貨に財産権を認める場合、仮想通貨の帰属や移転において、仮想通貨が特定の者に排他的に帰属する特徴から物権法あるいは物権法に準ずる規律を適用する考え方、物権・債権を含む上位の概念である財産権に共通して適用される規律を適用する考え方、仮想通貨の性質から離れてネットワーク参加者の合意に基づいて規律する考え方がある。しかし、有体物ではない仮想通貨への物権法の適用は不自然であり、物権等の類型の上位概念である財産権での説明は困難で、従来の当事者間の契約とは異なるネットワーク参加者の合意がこれまでの契約法で整理可能かにも懸念が残る。

整理の行方は、秘密鍵のハッキング等による無権限者の仮想通貨盗取時の返還を目的とする元の保有者からの物権的請求権の有無、預託した仮想通貨への預託者の権利、強制執行や相続に関わるネットワーク参加以外の第三者との法律関係と効力、供託や信託が可能性等々個別の状況を想定した場合の判断に影響する。仮想通貨の排他的な帰属や移転に保護を与える方向性はある。しかし判例も学説も蓄積が薄く、定説の共有には至っていない。

仮想通貨による決済機能の普及には、信頼と共に利用者から見た「いつでも」「どこでも」「幅広く」「安く」「安全に」等の特性獲得を要するが、紛争解決のための社会制度の基盤は重要である。拙速な立法は控えるべき新たな開発途上の財貨だとは言っても、事業あるいは利用者としての参画にあたり法的予見可能性の不透明感は減じられるべきだろう。

(3) 中央銀行デジタル通貨の制度の基盤

①通貨に関わる現行法

中央銀行デジタル通貨(CBDC)はまだ検討途上だが、法貨として発行される前提なのだから現行の法貨の制度に位置づけを与えられるか確認が必要である^(注 10)。

貨幣に関わる言葉は、多種多様な法律上に認められるが、貨幣の定義を定める条文はほぼない。

日本の貨幣法制を定める法律の中核は、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」(新貨幣法)と「日本銀行法」である。新貨幣法 2 条 3 項は、日本の通貨を「貨幣」と日本銀行が発行する「銀行券」としている。貨幣は硬貨を原則とし、製造及び発行券は政府に属するとする(同 4 条 1 項)。他方、日本銀行法 29 条 1 および 2 項は、銀行券の発行権を定め、銀行券の公私の取引に関する無制限の強制通用力を定めている。

いわゆる「法貨(legal tender)」あるいは「通貨」は、法律上の強制通用力^(注 11)を与えられた支払手段である貨幣・紙幣および銀行券をいう(刑法 148 条(通貨偽造及び行使等)、民法 402 条(金銭債務の通貨による弁済)および 403 条(外貨建金銭債権))とされており、具体的には前段の 2 法によって規定されるものが該当する。紙幣は、政府その他の発行権者が発行するもので、信用により貨幣(ここでは硬貨)に代用される証券であり、銀行券は政府の認可によって特定の銀行が発行する貨幣の代用物たる証券のことで、現在の日本では日本銀行のみが発行権を有する。電子マネーや仮想通貨は、政府や日本銀行以外の発行体により発行されるので、法貨にはなり得ない。

その他、紙幣類似証券取締法、プリペイドカード法、出資法、銀行法その他の金融制度関係法、預金保険法および準備預金制

度に関する法律、等々がそれぞれの適用局面において問題となる。

法律における貨幣に関わる用語は多様で概念も統一性が乏しい。新貨幣法、日銀法、民法 402 条およびそれ以外の法律の規定における「金銭」「通貨」「貨幣」「現金」「紙幣」「硬貨」等々統一的、整合的な定義が法律上にない。用語間の統一もないに等しい。

「貨幣」は一般には広い意味をもつが、法制度では新貨幣法にみられるように鑄造貨幣を意味することが多く、刑法や、通貨および証券模造取締法も同じ位置付けのようだが、破産法での貨幣は意味が広いようである。「現金」は国税徴収法等で使われており、銀行券および鑄造貨幣を意味するとされる。その他の、国庫金や地方公共団体の公金に関する財政法、住宅金融公庫法、地方自治法、小切手法、政治資金規制法、には、「現金」を銀行券および貨幣としている規定もあるが、同じ法律の中でさえ、「現金」を銀行券および貨幣を指すと解釈するのに適さないものもある。「通貨」は、外国為替および外国貿易管理法では、世界各国に通貨が存在することを前提に、日本円を単位とするものを本邦通貨としている。民法でも、外貨が登場する 402 条 3 項や 403 条では「外国の通貨」、「日本の通貨」という用語を使う。通貨の定義については何も触れられていない。他方、労働基準法は、賃金の支払いは原則として、「通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」旨を強行規定として規定している。「金銭」は、民法では、概ね有体物である金銭（銀行券、貨幣）とし、国税通則法や関税法も同様の想定になる。他方、銀行券や鑄造貨幣といった有体物より価値に着目している規定もあり、民法 399 条(債権の目的)の「金銭に見積もる」、同 417 条(損害

賠償の方法)の「金銭をもってその額を定める」などでは金額そのものが大事である。また、国税徴収法 56 条(差押の手續及び効力発生時期等)の 3 項が規定する「金銭を差し押さえたとき」の「金銭」は有体物としての金銭を意味するようだが、他方で 67 条(差し押さえた債権の取立て)の 3 項、128 条(配当すべき金銭)等の金銭は金銭的価値の意味で用いられているようである。同一の法律の中でも用語法は不統一である。

統一が乏しい原因ははっきりしない。意識されずに立法が積み重ねられてきたのが実態なのかもしれない。また他方で、概念としての貨幣の捉え方も、例えば「法律により強制通用力を付与されたものが金銭である」とする見方もあれば、「法律の規定以前に世の中には金銭として機能するものが存在する」と考える見方もあり得る。

法貨である CBDC といっても、どのような法規範を大前提にどのように事実関係を当てはめて法制度の適用に関わる結論を得られるのか、新たな立法を要するのか判然としないまま、技術の進歩が先行してきた。

②CBDC の法律問題検討

日本銀行は、2019 年に「中央銀行デジタル通貨に関する法律問題研究会」報告書を公表した^(注 12)。

報告書は、CBDC を巡る主な法的論点を洗い出して検討している。CBDC の発行形態に「口座型(中央銀行口座を通じて提供される預金債権の移転によって決済を行う口座型の CBDC)」と「トークン型(カードやスマートフォンのソフトウェア等で記録・管理される、金銭的価値が組み込まれたデータの授受によって決済を行う)」を想定し、流通形態により利用者に直接供給する「直接型」と仲介機関を介して間接的に供給する

「間接型」があるとして4種類のモデルを前提に、検討が行われた。

日本銀行がCBDCを発行できるかといった日本銀行法上の根拠や法貨性(強制通用力を有すること)、一般受容性^(注13)については、銀行券が有体物を前提としていることから、日本銀行法1条1項の銀行券には該当しないとする。また現行法の法貨は銀行券および貨幣に限定されているので、CBDCへの法貨性の付与には法改正が必要とする。CBDCの利用者の範囲の制限等は、手段の合理性や相当性の確保が必要だが、日本銀行の目的達成や効率的な業務運営の観点から制限を可能とした。

更に資金洗浄防止や個人情報保護の観点で踏まえて、間接型のCBDCでは犯罪収益移転防止法の本人確認等の実務は仲介機関が担うとし、CBDC発行における日銀の個別取引情報取得は、仲介機関との役割分担次第とした。日銀が直接に実務を担うのは困難とみられる。

口座型では預金債権を管理する口座の減額・増額記帳により、トークン型では決済当事者間での金銭的価値が組み込まれたデータの授受により、CBDCが移転し決済が完了する。

偽造・複製への対応等の私法上の論点やCBDCと通貨偽造罪との関係等では、偽造・複製データを用いた決済は口座型、トークン型いずれでも私法上無効とし、データの消滅は、口座型ではCBDCである預金債権は消滅しないため、私法上、利用者は払戻しを請求し得るとした。トークン型の場合は、データ消滅により金銭的価値も消滅し再発行請求はできないとした。

口座型のCBDCは日銀に対する預金債権のため、CBDCの差押えは民間預金の差押え同様に可能とする。トークン型の場合は、

データそのものの差し押さえが考えられるものの、データの差押えの仕組み自体が未整備とした。

なお、現行刑法の通貨偽造罪が対象を「通用する貨幣、紙幣又は銀行券」と定めているので、CBDCを対象にはできないとした。電磁的記録不正作出罪等に該当する可能性はある。短期間で大量の偽造・複製が容易である等のデジタル通貨の特徴や、民間デジタル通貨に通貨偽造罪が成立しないこととの関係も踏まえ対象とできるか検討を要すると指摘している。

世界の動向は加速しており、CBDC発行に関わる内外の波風は強い。しかし、現行の通貨に関わる法制の体系は複雑であり、解釈や立法で環境を整えるにしても、CBDCの発行において検討すべき法的論点は日本銀行法や民商法のみならず、行政法、競争法、情報法、刑法など、広範な法領域に幅広く及ぶようである。

なお、政府の経済財政運営と改革の基本方針2021(骨太の方針)の成長戦略実行計画(2021.6.18)は、CBDCについて、2022年度中までに行う概念実証の結果を踏まえ、制度設計の大枠を整理し、パイロット実験や発行の実現可能性・法制面の検討を進める、としている。

5 決済を巡る制度の基礎の不確かさ

電子的決済については、技術的側面や必要性、活用法等々に視線が注がれがちだが、それらを円滑に運用するための社会制度の基盤は、意外と脆弱に見える。

発展途上の新しい決済の仕組みの発展を阻害をしないように制度化を控える配慮もあるだろう。しかし、紛争発生時にどのような解決があるのか法的予見可能性が備わっていない状況であることをも示す。

昨今の賑やかな電子的決済の普及拡大に比べて社会制度の基盤固めが遅いのは、決済とか貨幣というものの本質が、日々それを利用し生活しながらも結局はブラックボックスだからなのかもしれない。もちろん、貨幣の定義を考えることは「科学的必然性をもったものというよりは、むしろ半ば趣味の問題^(注 14)」という批判もある。法的あるいは学術的に定められるものではないからである。

貨幣に関係する法律は新貨幣法や紙幣類似証券取締法を始め多岐に渡るものの、法律上の用語としての貨幣等と、経済学等と言われるところの貨幣とは必ずしも一致せず多様である。そこに日比谷公園に展示されている南太平洋ヤップ島（現ミクロネシア連邦）で使われていた巨大な石の貨幣などを並べようものなら、困惑は広がる。

その貨幣が物理的な実体さえ失いデータとか暗号資産といった微妙なニュアンスの言葉で表されるようになり、その交換で決済されるとなると、貨幣とは何か、ましてや決済とは何か良くわからなくなる。

一見して堅固に見える社会の基盤が、実はかなり不確かなものの上に成立しているという状況は解放感とともに不安も呼ぶ。

6 電子的決済の活用による金融包摂および地域金融機関への影響

電子的決済の活用による利点は様々に語られてきた。

特に、所得水準が低くとも低コストの送金サービスを享受できるなど仮想通貨は貧困対策に貢献し、金融包摂（Financial Inclusion）^(注 15)の推進に有用である。それは、マイクロファイナンス（小規模金融）でも埋められないでいた金融の恩恵を、伝統的な銀行システムにアクセスできていな

かったunbanked層^(注 16)にも広く行き渡らせることで、経済活動の機会を拡大し、リスクを低減し、経済全体を活性化するとともに、社会厚生を向上させる。そうした利便性は電子マネー等においても同様の期待が可能であり、店舗やCD/ATMのネットワークのような大規模な金融インフラを持たない開発途上の国々において普及が先行する理由ともされる。

日本では海外で顕著な unbanked 層の問題は小さい。相対的には地域格差や高齢者世代の IT リテラシー格差の問題の方が大きく、地域に細かく店舗網を持ち日常的に接点を保つ郵便局や地域金融機関が地域社会の人口減少や高齢化の問題を緩和してきた側面はある。地域の人口減少が更に進行しても、地域社会での金融機能の享受を包摂的に維持するうえで、電子的決済は重要な手段や経路になり得るかもしれない。

しかし一方で、銀行等の既存の金融機関にとっては大きな環境変化である。

仮想通貨やCBDCは、通貨主権（通貨高権）を含む金融秩序を揺るがす危険と表裏にある。発行主体がなく流通量の調節も不能な仮想通貨等が主流となれば、金融経済を制御する舵を失うかもしれない^(注 17)。

また、仮想通貨やCBDCの場合は、預金から急速かつ大規模な資金流出が起り得る。「デジタル取り付け騒ぎ」のようなこと念頭に置けば金融機関経営は深刻な危険に晒されるかもしれない。地域金融機関の預金が出れば、信用創造を通じた地域経済への恵沢を減じるとともに、持続可能性が懸念されつつも地域金融機関のビジネスモデルであり続けた、預金の受入と運用、各種手数料収入に依る収益構造の動揺に繋がる。地域社会に密着したリレーションシップバンキングを主戦場とする地域金融機関

は、優位性の相当部分を失いかねない。

電子マネーの場合は全体での銀行預金の減少は考え難い。しかし、地域金融機関と大規模で全国的な金融機関とで機能の差異は大きくはない。大規模な金融機関の方が電子的決済機能に関わるコンテンツの構築能力は優れている可能性もある。地域金融機関は、地域社会に立地しつ預金量や事業拡大の機会を持てるが、当然に逆もある。対策の猶予は、リレーションシップに優位性が残る、IT リテラシーのある世代が高齢者になるまでの期間に限られている。

電子的決済の普及の流れが世界的に止まらない、あるいは加速すれば、金融機関の収益構造を覆し、生き残りをかけた合従連衡、経営統合や提携による規模拡大や専門特化、IT に関わる経営資源の共同運用、他業態の参入や他業態との連携、既存金融機関の退出等々も含め金融の産業組織を大きく変化させるかもしれない。電子的決済の普及が急速であれば、地域金融機関はこれからの存続の基盤をどこに求めるのか回答を迫られることになる。

7 おわりに

本稿では、電子的決済と社会制度の基盤の状況の一端を展望した。

状況は変化しており、これからの行方によっては電子的決済の普及はいわゆる貨幣の流通速度の上昇による経済的取引効率の向上や、かつてシルビオ・ゲゼルが唱えた「減価するマネー」^(注 18)の有効な機能発揮を実現するかもしれない。期待ほどは機能してこなかった地域通貨を法貨の外側で電子的に実現して地域独自の地域振興の有効な手段を提供するかもしれない^(注 19)。金融政策の手段も新たな経路が加わるかもしれない。それらが、経済学や金融政策、社会

科学が前提としていた世界の見え方に影響を及ぼす可能性はある。

法制度など社会制度の基盤の検討は、政府の関係機関や各種審議会等、日本銀行、法曹関係者、学術など各方面で積み重ねられてはいるがまだ途上である。自動運転の自動車技術が進歩しても、運用にかかる法制度の基盤がなければ制約なく公道を走ることはできない。電子的決済も現時点ではリスクを抱えて走り始めた状況にある。

言葉と貨幣については類似性が指摘されてきた。言葉を国語と言い換えるならば、人はある特定の貨幣による祖国に住んでいてもイメージできる(注 20)。その祖国とはとりあえず通貨圏であり卑近なところでは国だろう。その貨幣による祖国の決済制度、そして現代の電子的決済を主として制度面から支える法制度は、積み重ねられる判例や新たな立法等で維持し続けなければ、人は安住の住処を失う。

個人も、言葉がリアリティーを失えば平衡感覚を失い統合を失調する。法制度によって支えられた決済秩序が崩れれば、信用秩序も崩れハイパーインフレを生ずる形で経済社会全体が瓦解に向かう。

地域社会とその経済が一国の経済全体と一体でいられるのは、貨幣とその決済秩序を共有できているからである。決済秩序は、将来的には、既往の決済手段も電子的決済も横断的に整理されるべきかもしれないが過渡期はまだまだ続くだろう。

壮大な電子的決済の将来像が日々示されるが、その実現にあたっては、取扱業者の倒産時の消費者保護等、関係者の利用上のリスク軽減や保護に関わる制度が整えられ、最低限の法的予見可能性が得られた上での普及が望まれる。

(21. 10. 21 現在)

脚 注

- (注1) 大蔵省（「電子マネー及び電子決済に関する懇談会（1996.7-97.5）」「電子マネー及び電子決済の環境整備に向けた懇談会（97.10-98.55）」、通産省（「電子商取引環境整備研究会」「電子商取引実証推進協議会（ECOM）」、郵政省（「電子決済、電子現金とその利用環境に関する調査研究会」「高度情報通信社会に向けた環境整備に関する研究会」、法務省（「電子取引法制に関する研究会（96.7-98.3）」）、等々。
- (注2) カードやスマホなどのデバイス、オンライン性、発行主体や通貨単位、ブロックチェーン等の利用、等々のように分類の視点は様々にある。
- (注3) 米ドル等の法定通貨と価格が連動するペッグ型のデジタル通貨をステーブルコインという。
- (注4) 出資法2条1項「何人も業として預り金をしてはならない」
- (注5) 「銀行法2条2項2号にいう「為替取引を行うこと」とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう。」最判H13.3.12、刑集第55巻2号97頁
- (注6) [1] 森田宏樹（1997）は通貨媒体と手段の概念を基に金銭の一般理論の構築を試みて類型分析。[2] 日銀金融研究所（1997）、[4] 全銀協金融法委員会（2018）、[5] 岡田仁志他（2015）、[6] 原謙一（2018）参照。
- (注7) 金融庁国会提出法案（第198回国会）。改正法では、①「仮想通貨」から「暗号資産」への呼称の変更、②暗号資産カストディ業務に対する規制の追加、③暗号資産交換業の業務に関する規制の強化等、④電子記録移転権利の創設及びこれに対する規制の適用、⑤暗号資産デリバティブ取引に対する規制の創設、⑥暗号資産又は暗号資産デリバティブの取引に関する不正な行為に関する規制の創設、⑦暗号資産の販売等に対する金販法（金融商品の販売等に関する法律）の適用、を骨子とした。
- (注8) 中米エルサルバドルはビットコインを法定通貨とした（2021.9）。
- (注9) 2014年のマウントゴックス（Mt. Gox）社の破産事件（前掲[5] p 215-219）に関連し、利用者が破産管財人に対し、ビットコインの引渡し等を求めた訴訟。
- (注10) やや古い[7]牧瀬義博（1991）あるいは[8]古市峰子（1995）に網羅的な整理がある。
- (注11) 支払手段として通用する効力を強制通用力と言う。強制通用力のある支払い手段による支払については、受取人はこれを拒むことはできない。
- (注12) [9]中央銀行デジタル通貨に関する法律問題研究会（2020）。
- (注13) 貨幣を人々が受け取ってくれること。誰に対しても使える性質のこと。どのような物とも交換できる性質を指す汎用性と並ぶ貨幣の重要な性格。
- (注14) Paul A. Samuelson, 1976, ECONOMICS, 10th. Edition, McGraw-Hill Book Company, New York, （訳書）（1977）「サミュエルソン経済学（上）[原書第10版]」（都留重人・訳）、岩波書店、P458。「…貨幣供給Mの精密な定義は、科学的必然性をもったものというよりは、むしろ半ば趣味の問題であると言ったほうがよい。」
- (注15) 社会的包摂からの派生用語。2005年に国連で提起された定義では「すべての人々が、経済活動のチャンスをつかめるため、また経済的に不安定な状況を軽減するために必要とされる金融サービスにアクセスでき、またそれを利用できる状況」とする。
- (注16) 「アンバンクド（unbanked）」「アンダーバンクド（underbanked）」。貧困等の理由で銀行口座を持っていない（持てない）あるいはクレジットカードなど十分な金融サービスを受けない社会的階層。
- (注17) 7か国財務大臣・中央銀行総裁声明（2021.6.5）は、デジタル・マネー及びデジタル・ペイメントのイノベーションは、大きな利益をもたらす一方、公共政策及び規制上の問題を引き起こす可能性もあると指摘している。
- (注18) シルビオ・ゲゼル「自然的経済秩序」（1916）。徐々に貨幣価値が下がる通貨。減価するので使わざるを得ず、貯蓄意欲の減退といった副作用はあるが、デフレ防止や消費喚起に効果があるとされる。
- (注19) 例えば飛騨信用組合が2017年から運営する「さるぼぼコイン」（中部経済連合会「中経連」2018.5）。
- (注20) 「私たちは、ある国に住むのではない。ある国語に住むのだ。祖国とは、国語だ。それ以外の何ものでもない。」。Cioran, 1987, AVEUX ET ANATHÈMES, Editions Callimard, （訳書）（1994.12.24）「告白と呪詛」（出口裕弘・訳）、株式会社紀伊国屋書店

参考文献

本文及び脚注記載以外

- [1] 森田宏樹「電子マネーの法的構成—私法上の金銭の一般理論からの法的分析 (1)～(5)」NBL616号、617号、619号、622号、626号(1997)
- [2] 「電子マネーの私法的側面に関する一考察」(日本銀行金融研究所「電子マネーに関する勉強会」報告書)金融研究第16巻第2号(1997)
- [3] 中森他「バーチャルマネーの法務〔第二版〕—電子マネー・ポイント・仮想通貨を中心に—」(2018)民事法研究会
- [4] 全銀協金融法委員会「仮想通貨の私法上の位置づけに関する論点整理」(2018)
<http://www.flb.gr.jp/jdoc/publication55-j.pdf>
- [5] 岡田仁志他(2015)、「仮想通貨 技術・法律・制度」東洋経済新報社
- [6] 原謙一「仮想通貨(暗号通貨)の法的性質決定及び法的処遇—ビットコインを中心として—」横浜法学 27 巻(2号) 79 - 156(2018), p79-p156
- [7] 牧瀬義博(1991)、「通貨の法律原理」、信山社
- [8] 古市峰子(1995)、「現金、金銭に関する法的一考察」、金融研究第14巻第4号、日本銀行金融研究所
- [9] 中央銀行デジタル通貨に関する法律問題研究会(2020)「中央銀行デジタル通貨に関する法律問題研究会」報告書(金融研究第 39 巻第 2 号、2020 年 6 月)
- [10] 鈴木智也「発行も視野、中央銀行デジタル通貨 昨年の振り返りと 2021 年以降の展望」NLI Research Institute REPORT February 2021